

## 2024年度に向けた環境省 LD-Tech リスト及び水準表の 拡充・更新に関する提案募集

### 募集要領

#### 1. 本募集の目的

環境省は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現に向けて、脱炭素化を牽引する設備・機器等の更なる推進を目指しています。

本事業では、2050年カーボンニュートラルに向けた先導的脱炭素技術として、「環境省 LD-Tech」(※)をあらゆる部門において分野別に一覧化及び発信し、脱炭素化に向けた技術導入の際の参考としていただくことを通じて、当該技術の普及拡大を後押ししていきます。

そこで、「環境省 LD-Tech リスト」及び「環境省 LD-Tech 水準表」の拡充・更新を図るため、現時点の技術水準にて特に民生部門の脱炭素化への貢献が期待され、かつ政府計画等の公表資料からの調査が困難である脱炭素技術の情報に関して、民間企業や団体等から広く募集します。

※LD-Tech(エルディーテック)は、Leading Decarbonization Technology の略称。

#### 2. 募集内容

2023年度環境省 LD-Tech リスト案及びリスト(以下、リスト)または2023年度環境省 LD-Tech 水準表案及び水準表(以下、水準表)に掲載されていない情報や、見直しが必要な情報について提案を募集します。提案のあった設備・機器等に関する情報の中から、環境省がリスト及び水準表に掲載する情報を選定します。

なお、リスト及び水準表に掲載される情報は、環境省 LD-Tech 認証制度に活用します。

##### (1) 募集する提案内容

本募集にて、環境省 LD-Tech 対象となる「設備・機器等」(技術カテゴリ)とは、次の要件を満たすものを指します。

- CO2削減対策としてハードの導入を伴うもの
- 事業者や消費者が購入できる、国内の事業所や住宅等において導入可能な部材、設備・機器、システムであること

本募集における募集対象の区分は次のとおりであり、提案内容はいずれか1つに該当することが求められます。また、各区分について事務局が別途定める審査観点(4.(2)審査項目)に適合する設備・機器等(あるいは技術情報)であることも求められます。

	募集区分	概要
A	リストへの新規追加	リストに掲載されていない設備・機器等の関連情報(区分、原理・しくみ、設備・機器等の名称)
B	水準表への新規追加	水準表に掲載されていない評価指標(試験条件・計算方法・測定単位)やクラス
C	リスト及び水準表の同時新規追加	リストに掲載されていない設備・機器等の関連情報(区分、原理・しくみ、設備・機器等の名称)及び、水準表に掲載されていない評価指標(試験条件・計算方法・測定単位)やクラス
D	リストあるいは水準表の更新	リストおよび水準表に掲載されている情報の更新内容

※ 本募集は認証製品の募集ではない点にご留意ください。

※ 全ての提案がリスト及び水準表に掲載されるわけではありません。所定の審査項目・基準に適合した、環境省により選定された技術情報がリスト及び水準表に掲載されます。

## (2) 提案資格

募集対象となる設備・機器等を開発・製造または販売している日本法人、団体、個人(共同提案の場合は、代表提案者が前述資格を満たすことが求められます。)

## 3. 提案方法・募集期間等

### (1) 提案方法

一般公募により提案を募集します。提案にあたっては、所定の「提案シート」を作成し、さらに提案内容に関する「根拠資料」と「申請者用セルフチェックリスト」をあわせて、書類一式を E-mail にて事務局に提出してください。

また、提案にあたっては、下記の点についてもご留意ください。

- 提案書類の作成要領等は、別添資料「資料2-2 環境省 LD-Tech リスト及び水準表の拡充・更新に関する提案募集 説明資料」をご参照ください。
- 提案書類作成に当たって不明点がある場合、提案募集期間中における事務局との事前面談(事務局の指定する会場または Web 会議にて実施)を強く推奨します。
- 事前面談の調整を含む各種お問合せは E-mail や電話にて承ります。
- 募集期間外に提出された提案は、審査対象外とします。
- 提案資料(「提案シート」、「申請者用セルフチェックリスト」、「提案シートに関連する根拠資料」)の未提出や未記入項目が多数ある提案が提出された場合、審査の対象外となる可能性がありますので、提出漏れや入力漏れがないようにしてください。

- 募集期間中・募集期間外に関わらず、原則として一度提出された提案内容の変更はできません。ただし、事務局の問合せ等に起因する修正・変更はこの限りではありません。

## (2) 提案の募集期間

令和5年(2023年)11月2日(木)～令和6年1月31日(水)17:00までとします。

### 補足:令和4年度事業からの変更点

7月下旬～9月中旬を前期とし、11月初旬～1月下旬の募集期間を後期として、リスト及び水準表の拡充・更新に関する提案募集の実施期間を約5カ月に延長します。

前期募集期間は、既に終了しており、ご提出いただいた提案内容のうち、所定の審査を通過し環境省により選定された技術情報(提案内容)については、今年度(2023年度)のリスト案・水準表案の拡充・更新にて反映されています。

一方、今回の後期募集にご提出いただいた提案内容は、次年度(2024年度)のリスト・水準表の拡充・更新にて反映される予定です。なお、前期にご提出いただいた提案内容を修正・更新の上、後期に再提案していただくことも可能です。

## (3) 提案の提出先・問合せ先

2023年度環境省 LD-Tech 制度運営事務局

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 パブリックセクター(担当:澤浦・大南・西尾)

TEL: 070-3892-7310(受付時間:平日 9:30～17:30 まで)

E-mail: ld-tech@tohmatu.co.jp

## 4. 提案内容の審査・公表

### (1) 審査方法

提案内容に対して所定の審査項目・基準にて審査を行い、その結果に基づき環境省がリストや水準表に掲載する設備・機器等及び技術情報の選定を行います。審査は、原則として提出資料により実施します。そして、審査の結果については、リストや水準表に反映した上で公表します。

### (2) 審査観点

提案内容に対して、原則として以下の審査観点に基づき審査を行い、総合的に適合すると判断されたものについて、環境省が選定を行います。

#### (2-1) 募集区分 A の審査観点

以下の①～④全てを満たす情報であること。

- ① 現行の CO2 排出量が多いセグメントに対して、CO2 削減に貢献できる技術であること。あるいはエネルギーの脱炭素化に貢献できる技術であること
- ② 一定の CO2 削減効果が見込める技術であること
- ③ 2030 年時点において、量産化・水平展開が見込まれる技術であること
- ④ 2030 年時点において、導入・普及における経済的/社会的課題が少ない技術であること

#### (2-2) 募集区分 B の審査観点

以下の⑤～⑧全てを満たす情報であること。

- ⑤ 当該設備・機器等の性能を測定するための単位が、CO2 排出削減効果を代替するものであること(エネルギー効率以外の測定単位も含む)
- ⑥ 性能を測定する際の試験条件について、公平性が確保されていること
- ⑦ 性能を測定する際の計算方法について、公平性が確保されていること
- ⑧ 当該設備機器等の能力や機能等について、導入者や利用者における購買の選択条件に基づいたクラスが設定されていること

#### (2-3) 募集区分 C の審査観点

前述の①～⑧全てを満たす情報であること。

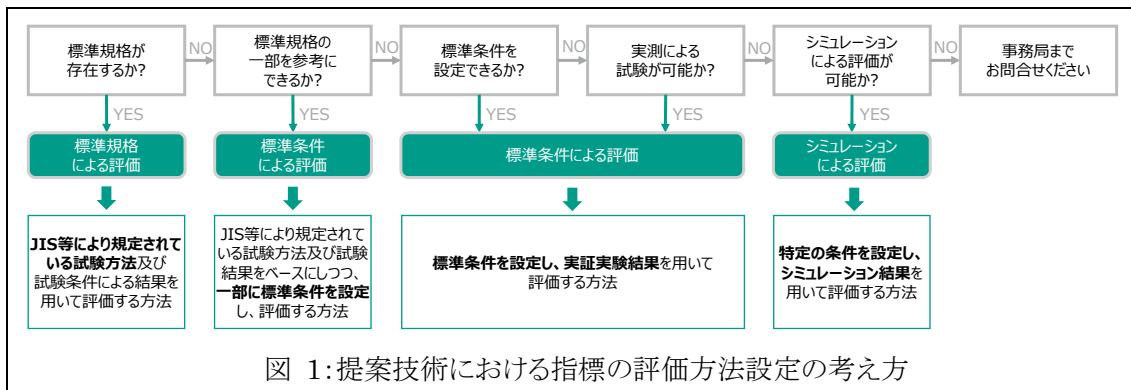
#### (2-4) 募集区分 D の審査観点

リストの更新に関しては、科学的に説明可能な情報であること。また、水準表の更新に関しては、前述の⑤～⑧全てを満たす情報であること。

#### 【審査観点⑤⑥⑦に関する補足】

提案技術が有する、CO2 排出量削減効果の性能を表す指標(測定単位、計算方法、試験条件)については、公平かつ妥当な設定が必要です。つまり、ご提案いただく指標は、製品(型番)間の性能比較が行えるように、当該提案技術を製造・販売するメーカーの多数が用いることのできる評価方法の設定が求められます。

したがって、その評価方法は JIS 規格を始め、業界団体等が策定する標準規格への準拠(標準規格による評価)の他、一部条件を追加あるいは変更した標準規格への準拠(標準条件による評価)等をご提案いただきます(図 1)。標準条件による評価方法やシミュレーションによる評価方法の設定が困難な場合は、事務局までお問合せください。



### (3) 審査・公表のスケジュール

募集締め切り後、事務局にて書面審査を実施します。必要に応じて、事務局より適宜提案者に対してヒアリングを実施する場合があります。

令和6年3月中を目途に、次年度のリスト案及び水準表案への掲載可否に関わらず、審査結果については事務局より各提案者にご連絡します。提案された情報がリスト案または水準表案への掲載対象とならなかった場合は、理由を付してご連絡します。

## 5. 留意事項等

- 本募集は、令和5年(2023年)12月頃開始予定の、環境省 LD-Tech 認証製品情報の募集とは異なります(環境省 LD-Tech 製品の認証実施については、環境省ウェブサイトで別途案内予定)。したがって、今回ご提案いただいた設備・機器等が水準表へ掲載された場合であっても、必ずしも環境省 LD-Tech 認証制度の認証対象となるものではありません。
- 提案書類提出後に、本事業の目的を損なうような行為、もしくは虚偽の記載等不正行為が判明した場合には、提案を無効とします。
- リスト及び水準表掲載後に、本事業の目的を損なうような行為、もしくは虚偽の記載等不正行為が判明した場合には、リスト及び水準表の掲載内容を取り消すことがあります。
- 提案書類及び提案審査時に提案者から得た情報は、機密情報として取扱い、本審査及び選定の関係者以外への開示は行いません。特に非公開としたい部分がある場合はその旨を具体的に申し出てください。
- ただし、特に提案審査にあたって必要な情報は、事務局より追加で提出・開示を求める場合があります。

以上